

## 広島県精神保健福祉士協会バナー広告の募集について（要綱）

広島県精神保健福祉士協会（以下「協会」という。）では、インターネットに公開している広島県精神保健福祉士協会のウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）へのバナー広告掲載に関し、次の条件により受け付けています。

広告掲載をご希望の方は以下をご覧の上、申込書のご提出をお願い致します。

1. 掲載場所
2. バナー広告掲載料
3. バナー画像の規格
4. 申込期限と掲載期間
5. 申し込み方法・掲載までの主な流れ
6. 申し込み前のお願い
7. 問い合わせ、申込書などの送付先

### 1. 掲載場所

#### 掲載ページ

広島県精神保健福祉士協会ホームページ トップページ

<http://www.hiroshima-psw.com/>

#### 枠

##### 掲載位置

トップページの広告掲載枠(トップページ内下部)

※A 枠は上部分、B 枠は下部分となります。

##### 最大枠数

A 枠－6 枠

B 枠－9 枠

##### 注意点

申し込み順の掲載とし、掲載位置の指定はできません。

掲載期間中にトップページのデザイン更新を行う場合があります。

## 2. バナー広告掲載料

A 枠—5,000 円

B 枠—3,000 円

期間は原則として 1 枠につき 1 年間（年度）

### 注意点

広告掲載料は、一括前納です。

年度途中からの掲載希望につきましても掲載料を全額頂きます。

契約解除のお申し出がない限りは自動更新と致します。

## 3. バナー画像の規格

### サイズ

A 枠—横 300 ピクセル × 縦 120 ピクセル

B 枠—横 200 ピクセル × 縦 60 ピクセル

### 画像形式

jpeg、png、gif(アニメーションおよび透過 gif は不可)のいずれか

### ファイルサイズ

40 キロバイト以下

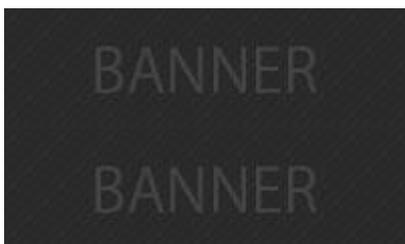
### 注意点

バナー画像は、広告主の責任および負担で作成してください。

広告内容およびデザインの修正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

バナーサイズ見本

A 枠



B 枠



## 4. 申込期限と掲載期間

掲載期間は1年度内(4月～翌年3月末日まで)です。

3月中旬に掲載希望申込があった場合は翌年度4月からの掲載と致します。

### 申し込み～掲載までの提出期限など

申込受付期限	随時 ※但し、3月中旬に申込があった場合は翌年度からの掲載・請求とする。
決定案内（メール）	随時（原則申込受付から2週間以内に通知）
申込書の発送	随時（原則決定案内から1週間以内に発送）
バナー画像データの提出期限 （申込時にも提出可能）	決定通知後、1週間以内
申込書の提出期限	着後、1週間以内
広告掲載料の納入期限	決定案内後、2週間以内

## 5. 申し込み方法・掲載までの主な流れ

### (1)申し込み

メール、協会ホームページ内お問い合わせ、郵送よりお申込みいただけます。

メール：info-psw34@hiroshima-psw.com

### (2)審査

申し込みされた広告内容につきましては役員会にて審査を行い、決定致します。

決定につきましては電子メールで通知致します。

### (3)結果の通知

広告の掲載が決定した申込者へは、振込書と申込書（コピー）を送付（郵送）致しますので、届きましたら広告料の納入をお願い致します。

※領収書の発行をご希望の方は事務局までご連絡ください。

### (4)掲載料の納付など

申込書に必要事項を記入、代表者印を押印し、ご返送ください。  
また、併せてバナー画像の入稿および広告掲載料の納入をお願い致します。  
バナー画像は修正をお願いする場合があります。

## (5)掲載開始

広告掲載料入金後、原則 2 週間以内に掲載致します。掲載状況をご確認ください。  
2 週間を過ぎても掲載がない場合はご連絡をお願い致します。

## 6. 申し込み前のお願い

申し込みの際は、事前に申込書の内容を必ずご確認ください。

## 7. 問い合わせ、申込書などの送付先

〒739-2693

広島県東広島市黒瀬町南方 92

独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター 精神保健福祉支援室内

広島県精神保健福祉士協会 事務局

**TEL / FAX**

0823-82-3000 / 0823-82-7352

**E メール**

info-~~r~~psw34@hiroshima-psw.com

## ウェブサイト・バナー広告掲載申込書

### 1. 掲載できる法人・団体等

- ①協会会員の所属する法人・団体等
- ②その他、医療福祉に貢献しており、なおかつ役員会が認めた法人・団体等

### 2. 契約期間及び広告の掲載期間

契約期間：契約締結日から当該年度 3 月 31 日まで

(但し、3 月申し込みの場合は次年度まで有効)

掲載期間：契約期間と同じ

但し、契約解除の申し出がない限り、自動更新とする。

### 3. 費用

掲載を希望する法人・団体は、特別年会費として下記金額を収める。

A 枠－5,000 円

B 枠－3,000 円

### 4. 掲載場所

トップページの広告掲載枠（トップページ内下部）。掲載枠については先着順とする。

### 5. その他

- (1) 広告掲載から生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。
- (2) 広告のデータは、自己の責任及び負担で作成するものとする。
- (3) 広告内容等の変更については、自己の責任及び負担で作成するものとするが、データの差し替え等に費用は発生しない。
- (4) 協会が広告の内容について、公的秩序に反すると判断したときは、広告の内容等の修正を指示することがある。指示を受けた時は、これに従わなければならない、修正に同意しない場合は広告を削除する。
- (5) 協会は、乙の責に帰さない理由により、15 日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合、納付済みの特別年会費の一部を返還する事がある。ただし、次の各号に掲げる理由により、広告の掲載が行えない場合は、特別年会費の返還は行わないものとする。

- ① 機器等の保守又は工事を行う場合

- ② 天災地変その他の非常事態が発生した場合
  - ③ その他公益上やむを得ない場合
- (6) 広告及びリンク先ページの内容に関する一切の責任及び負担については、申込者が負う。
- (7) 広告を掲載する前に、その内容について協会が審査をし、申込を断る場合がある。
- (8) 広告の掲載法人・団体が、以下に該当した場合は、広告を削除する。この場合、特別年会費は返還しない。
- ① 協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
  - ② 広告の掲載法人・団体に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
  - ③ 広告の掲載法人・団体、その構成員が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (エ) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (オ) イからエに掲げるもののほか、役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

以上

上記条件について全て同意致しますので、特別年会費を添えてバナー広告掲載を申し込みます。

以下に、必要事項をご記入ください。

申 込 日	年 月 日
希 望 枠	A 枠 (5,000 円) ・ B 枠 (3,000 円)
移動先 URL	
住 所	〒
連 絡 先	TEL : FAX : E-mail :
法人・団体名	(ご担当者名 : 印 )

(事務局記載欄) ※記入しないでください	
受付 No.	
承認日	年 月 日
担当者	印